別記

ビールの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| （必要な表示事項）<br>**第3条**　（略）<br>(1)　（略）<br>(2)　原材料名<br>(3)～(8)　（略）<br>（規則の制定及び改正）<br>**第11条**　（略）<br>2　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、組合の総会の議決を経て事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 | （必要な表示事項）<br>**第3条**　（略）<br>(1)　（略）<br>(2)　原材料<br>(3)～(8)　（略）<br>（規則の制定及び改正）<br>**第11条**　（略）<br>2　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、組合の総会の議決を経て事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 |

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定があった日から施行する。ただし、この規約の施行の日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工されるビールについては、なお従前の例によることができる。

**○公正取引委員会・消費者庁告示第四号**

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十八年八月三十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

別表の「事業の種類」欄記載のとおり。

三　規約の内容

別表の「規約」欄記載の規約第一条中「第11条第1項」を「第31条第1項」に改め、次の附則を定める。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

四　認定の理由

別表の「規約」欄記載の規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

| 規約 | 事業の種類 | 申請者 |
|---|---|---|
| 観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和四十一年公正取引委員会告示第六号） | 観光土産品の製造、販売及び輸入販売業 | 全国観光土産品公正取引協議会会長　山本　**桀**人 |
| はちみつ類の表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第五十六号） | はちみつ類の製造販売、輸入販売業等 | 一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会会長　早川　幸男 |
| コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第五十号） | コーヒー飲料等の製造、輸入販売業等 | 全国コーヒー飲料公正取引協議会会長　上島昌佐郎 |
| 農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第四十五号） | 農業機械の製造販売、輸入販売業等 | 農業機械公正取引協議会会長　鈴木　岳人 |
| 出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十六年公正取引委員会告示第二十四号） | 出版物の小売業 | 出版物小売業公正取引協議会会長　**舩**坂　良雄 |
| 農業機械の表示に関する公正競争規約（昭和五十七年公正取引委員会告示第十六号） | 農業機械の製造、販売及び輸入販売業 | 農業機械公正取引協議会会長　鈴木　岳人 |
| 銀行業における表示に関する公正競争規約（平成十年公正取引委員会告示第十二号） | 普通銀行、信託銀行、長期信用銀行及び農林中央金庫 | 全国銀行公正取引協議会会長　國部　毅 |
| 防虫剤の表示に関する公正競争規約（平成十一年公正取引委員会告示第十五号） | 防虫剤の製造、販売業等 | 防虫剤公正取引協議会会長　鈴木　喬 |
| 自動車業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第十三号） | 自動車の製造、販売業等 | 一般社団法人自動車公正取引協議会会長　西川　**廣**人 |
| 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約（平成十五年公正取引委員会告示第十七号） | 二輪自動車の製造、販売、輸入販売業等 | 一般社団法人自動車公正取引協議会会長　西川　**廣**人 |
| 鶏卵の表示に関する公正競争規約（平成二十一年公正取引委員会告示第六号） | 鶏卵の生産、販売業 | 鶏卵公正取引協議会会長　彦坂　誠 |

**○公正取引委員会・消費者庁告示第五号**

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、食肉の表示に関する公正競争規約（平成七年十月十三日公正取引委員会告示第二十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　全国食肉公正取引協議会（会長　河原　光雄）の申請に係る食肉の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年八月三十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

食肉の販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。